

8 補装具・日常生活用具

(1)補装具費の支給

身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の支給を行っています。

なお、補装具費は、原則として補装具購入等に要する費用の額の1割に相当する額を自己負担いただきます。

区分		種目
視覚障害者		視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者		補聴器、人工内耳（修理のみ）
肢体不自由者		義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、 重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置
	肢体不自由児のみ	起立保持具、排便補助具
難病患者等（376疾病）		装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

(2)軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害を持つ18歳未満の児童の補聴器購入や修理について、費用の一部助成を行っています。

市町ごとに取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市や町の福祉担当課にお問い合わせください。

○助成対象

補聴器購入費等の助成を受けることができるのは、次の要件を全て満たす18歳未満の児童になります。

- ①栃木県内に住所を有するもの。
- ②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳交付の対象とならないもの。
- ③補装具費支給意見書（聴覚障害者用）を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断されたもの。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。
- ④助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯の他の世帯員の中に、市町村民税所得割の額が46万円以上の者がいる場合
- ⑤助成対象児童が労働者災害補償保険法（平成22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合

○助成額

助成対象経費に3分の2を乗じて得た額又は補聴器購入費等として必要と認める額

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

(3)日常生活用具の給付・貸与

障害者等の日常生活をしやすいするため、地域の実情に応じて、下記の6つの種目から、各市町が必要と認める日常生活用具を給付・貸与します。(一部、費用の自己負担があります。)

対象	用途
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いる椅子等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等の障害者等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具等の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具

☐問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P116、118)